

6歳未満の乳幼児を外来診療した場合の新たな加算を創設（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その31)）

「乳幼児感染予防策加算」

医科 100点（初診料、再診料、外来診療料、小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料への加算）

歯科 55点（初診料、再診料への加算）

診療科は問わず、6歳未満の乳幼児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じて、患者又は家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得た場合に算定できます。12月15日発出の「臨時的な取扱いについて(その31)」では当面2021年2月診療分までの臨時的な措置とされていましたが、12月18日の中医協総会で2021年9月診療分まで延長し、同年10月以降は、そのまま延長か、医科は50点、歯科は28点として延長するか、感染状況や地域医療の実態等を踏まえて柔軟に対応する方向となりました。

「特に必要な感染予防策」とは、「小児の外来診療における新型コロナウイルス感染症2019（COVID-19）診療指針・第1版（小児COVID-19合同学会ワーキンググループ）」を参考に、小児の外来における院内感染防止等に留意した対応を行うこととされており、対応の例として以下のように示されています。

- ・COVID-19に特徴的な症状はなく、小児では出現しても訴えとして現れることが期待できないことから、一人の患者ごとに手指消毒を実施すること。
- ・流行状況を踏まえ、家庭内・保育所内等に感染徴候のある人がいたか、いなかったのかを確実に把握すること。
- ・環境消毒については、手指の高頻度接触面と言われるドアノブ・手すり・椅子・スイッチ・タッチパネル・マウス・キーボードなどは定期的に70～95%アルコールか0.05%次亜塩素酸ナトリウムを用いて清拭消毒し、特に小児が触れる可能性が高い場所は重点的に行うこと。

転院を受け入れた医療機関の二類感染症患者入院診療加算が3倍に

2020年5月26日付の「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その19)」で、「転院を受け入れた医療機関（新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた医療機関）」が、必要な感染予防策を講じた上で入院診療を実施した場合に、二類感染症患者入院診療加算(250点)が算定できるとされていましたが、この度の「臨時的な取扱いについて(その31)」で、この加算が250点から750点に引き上げられました(当面、2021年2月診療分まで)。

また新型コロナウイルス感染症に伴う安静(治療の有無を問わない)による廃用症候群で、一定以上の基本動作能力等の低下を来している患者は、廃用症候群リハビリテーションの対象とされました。

さらに2021年4月以降新たな臨時的加算も

12月18日に開催された中医協総会では、2021年4月からの特例的な対応として、初診料・再診料等(医科・歯科問わず)への1回当たり5点の加算、入院料への1日当たり10点の加算、新型コロナウイルス陽性患者への歯科治療を延期が困難で実施した場合の298点の算定が示されました。